

社会福祉法人笠岡市社会福祉協議会役員等の報酬等に関する規程

平成28年12月27日 規程第2号

(趣旨)

第1条 この規程は、社会福祉法人笠岡市社会福祉協議会の役員等に対する報酬及び費用弁償に関する事項を定めるものとする。

(適用範囲)

第2条 この規程は、社会福祉法人笠岡市社会福祉協議会定款（昭和41年3月11日厚生大臣認可）第6条、第7条及び第18条に規定する評議員、評議員選任・解任委員及び役員に適用する。

(報酬)

第3条 報酬の額は次のとおりとする。

- (1) 会長 月額10,000円
- (2) 常務理事 月額10,000円
- (3) その他 会議に出席する場合 日額3,341円

ただし、本会から給料を支給されている者及び笠岡市の一般職にある者には支給しない。

(費用弁償)

第4条 費用弁償の額並びにその支給方法は、会長が別に定める。

(その他)

第5条 この規程の施行に関し、必要な事項は会長が別に定める。

附 則（平成28年12月27日）

この規定は、平成29年1月1日から施行する。